

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則及び刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 1 号

刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則及び刈谷市税条例施行規則の一部を改正する規則

(刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 刈谷市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則(平成 2 7 年規則第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 5 号を削り、同項第 6 号を同項第 5 号とする。

(刈谷市税条例施行規則の一部改正)

第 2 条 刈谷市税条例施行規則(昭和 4 5 年規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 8 項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 1 0 項中「第 8 項」を「前項」に、「種別割の」を「軽自動車税の」に、「種別割額」を「軽自動車税の額」に改め、同項を同条第 9 項とする。

別表 7 の項中「軽自動車税(種別割)納税通知書(一般用)」を「軽自動車税納税通知書(一般用)」に改め、同表 8 の項中「軽自動車税(種別割)納税通知書(口座振替用)」を「軽自動車税納税通知書(口座振替用)」に改め、同表 4 1 の項中「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に改め、同表 7 0 の項中「軽自動車税種別割減免申請書(公益用)」を「軽自動車税減免申請書(公益用)」に改め、同表 7 1 の項中「軽自動車税種別割減免申請書(身体障害者等用)」を「軽自動車税減免申請書(身体障害者等用)」に改め、同表 7 1 の 2 の項中「軽自動車税種別割減免申請書(構造用)」を「軽自動車税減免申請書(構造用)」に改める。

様式第7号(その1)中「軽自動車税(種別割)領収済通知書」を「軽自動車税領収済通知書」に、「軽自動車税(種別割)納付書」を「軽自動車税納付書」に改め、同様式(その2)中「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書」を「軽自動車税納税通知書兼領収証書」に、「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に改め、同様式(その3)中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に、「第463条の16及び第463条の17」を「第449条及び第450条」に改める。

様式第8号(その1)中「軽自動車税(種別割)納税通知書」を「軽自動車税納税通知書」に改め、同様式(その2)中「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に、「第463条の16及び第463条の17」を「第449条及び第450条」改める。

様式第41号中「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を「軽自動車税納税証明書(継続検査用)」に、「軽自動車税(種別割)が」を「軽自動車税が」に改める。

様式第70号中「軽自動車税種別割減免申請書(公益用)」を「軽自動車税減免申請書(公益用)」に改める。

様式第71号中「軽自動車税種別割減免申請書(身体障害者等用)」を「軽自動車税減免申請書(身体障害者等用)」に改める。

様式第71号の2中「軽自動車税種別割減免申請書(構造用)」を「軽自動車税減免申請書(構造用)」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第 2 2 号

刈谷市出納職員に関する規則の一部を改正する規則

刈谷市出納職員に関する規則（昭和 5 1 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 国保年金課に所属する分任出納員の項中「国民健康保険」の次に「及び福祉医療」を加え、同表子育て推進課に所属する分任出納員の項中「放課後児童クラブ等の利用負担金」を「子育て推進課の所管に係る利用負担金及び傷害保険料」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市規則第 2 3 号

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

刈谷市就学前の子どものための教育・保育施設の設置に関する条例施行規則（令和元年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 雑則（第 1 7 条—第 2 0 条）」を
「第 4 章 条例第 1 5 条第 2 項
第 5 章 雑則（第 1 8 条—第 2 1 条）」に改める。

第 2 0 条を第 2 1 条とし、第 1 7 条から第 1 9 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 章を第 5 章とし、第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 4 章 条例第 1 5 条第 2 項ただし書の規則で定める者

第 1 7 条 条例第 1 5 条第 2 項ただし書の規則で定める者は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 3 0 条の 1 5 第 3 項に規定する乳児等支援支給認定証により次の各号のいずれかに該当することが確認できる者とする。

（1）生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者

（2）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 3 2 8 条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該保護者である者

（3）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第 2 9 2 条第 1 項第

2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第21条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下「市町村民税所得割額」という。）を合算した額（保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして合算した額）が77,101円未満である場合における当該保護者である者

（4）その児童が要支援家庭子ども（乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を行う事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる子どもをいう。）である場合その他の市町村長（特別区の区長を含む。）が特に支援が必要と認める場合における当該保護者である者

別表第2Aの項中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同表Bの項中「(昭和25年法律第226号)」を削り、同表C1の項中「地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第21条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。備考第5項において「市町村民税所得割額」という。）」を「市町村民税所得割額」に、「以下」を「以下この表において」に改め、同表備考第1項中「(地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市規則第24号

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年規則第51号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の部2の項中「85,490円」を「90,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の部2の項中「42,700円」を「45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の刈谷市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた介護補償については、なお従前の例による。